

クマ類の指定管理鳥獣への 追加指定に係る情報と 今後の県の対応方針について



宮城県

Miyagi Prefectural Government

説明事項

- 1 昨年度のクマ類による全国の被害状況等
- 2 国の対応方針
- 3 県内の状況
- 4 県の対応方針（案）



宮城県

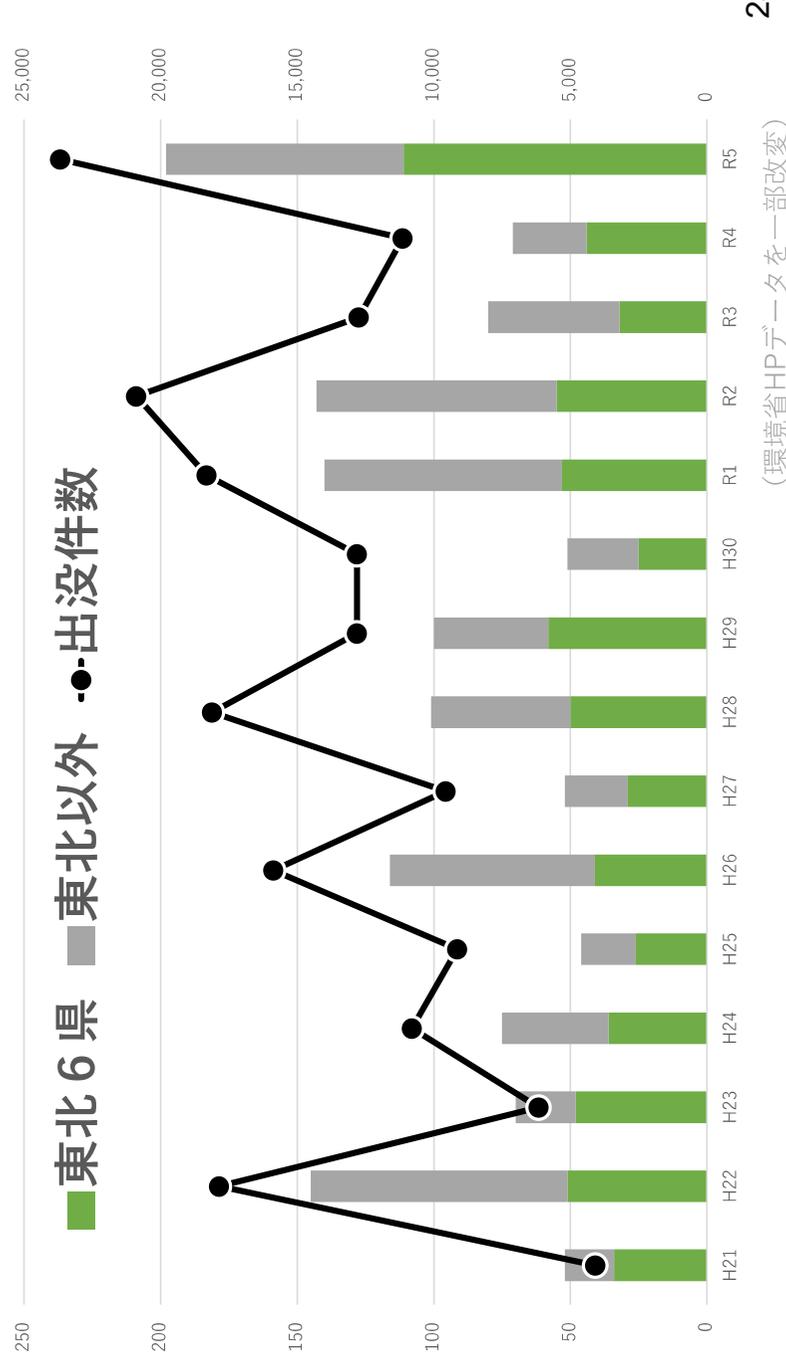
Miyagi Prefectural Government

説明事項

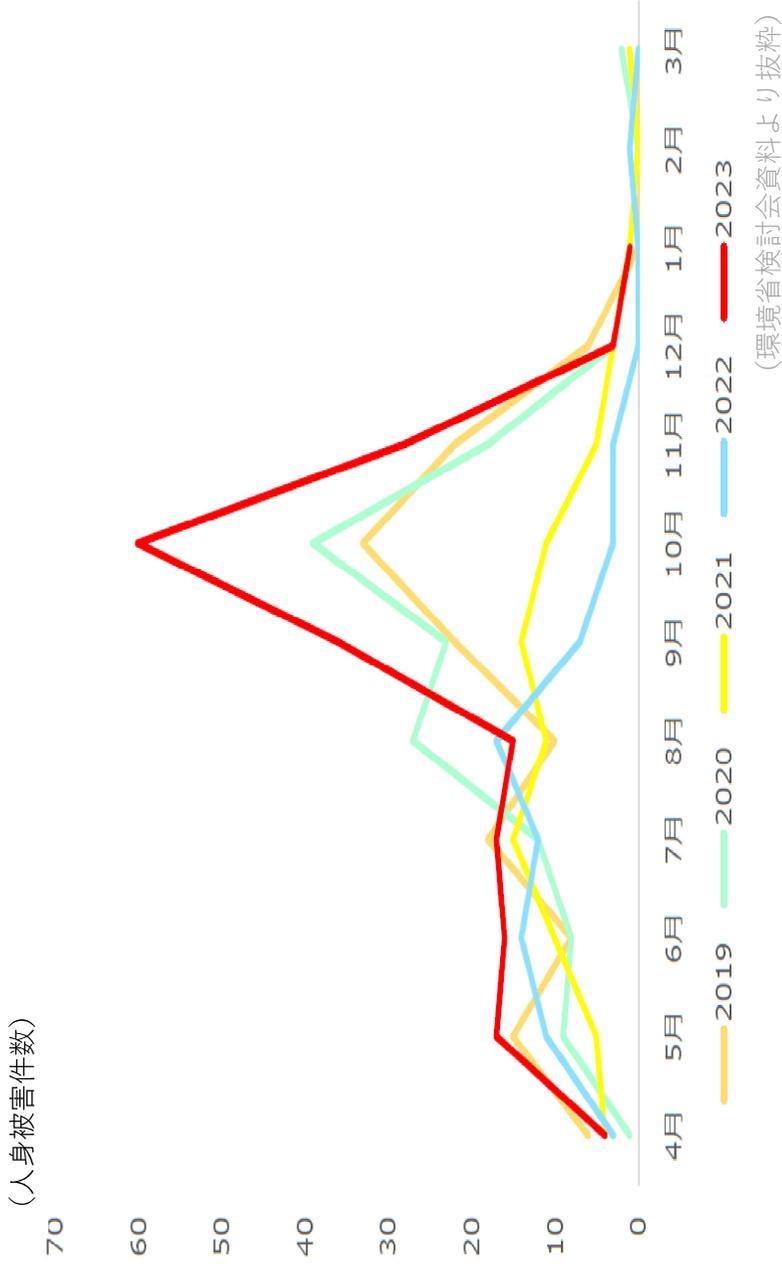
- 1 昨年度のクマ類による全国の被害状況等
- 2 国の対応方針
- 3 県内の状況
- 4 県の対応方針（案）

令和5年度のクマによる被害は過去最多

(人身被害件数) (出没件数)



秋季に人身被害が急増した



Miyagi Prefectural Government

秋季は人の生活圏で被害が増加した

■ 市街地 ■ 人家周辺 ■ 農地 ■ 森林 ■ 河川敷 ■ 道路 ■ その他

(人身被害件数の月別箇所別割合)



Miyagi Prefectural Government

国の動き

R6.2 クマ類による被害防止に向けた対策方針を策定

- 被害の低減と個体群の保全の両立は維持
- 緩衝地帯での出没未然防止対策を強化
- クマ類を指定管理鳥獣に追加指定（R6.4）
- 市街地等での銃猟に向けた法改正の検討



国の動き（詳細）

- 緩衝地帯での出没未然防止対策を強化
 - 過度な捕獲とならないよう、適切なモニタリングの実施が前提（調査の上、必要なら捕獲）
- クマ類を指定管理鳥獣に追加指定（R6.4指定）
 - 既存のイビシ・ニホンジカと異なるメニューが必要
- 市街地等での銃猟に向けた法改正の検討
 - 対応迅速化に向け鳥獣保護法単独で市街地での銃猟、建物内での銃猟を可能に（R6.7方針決定）

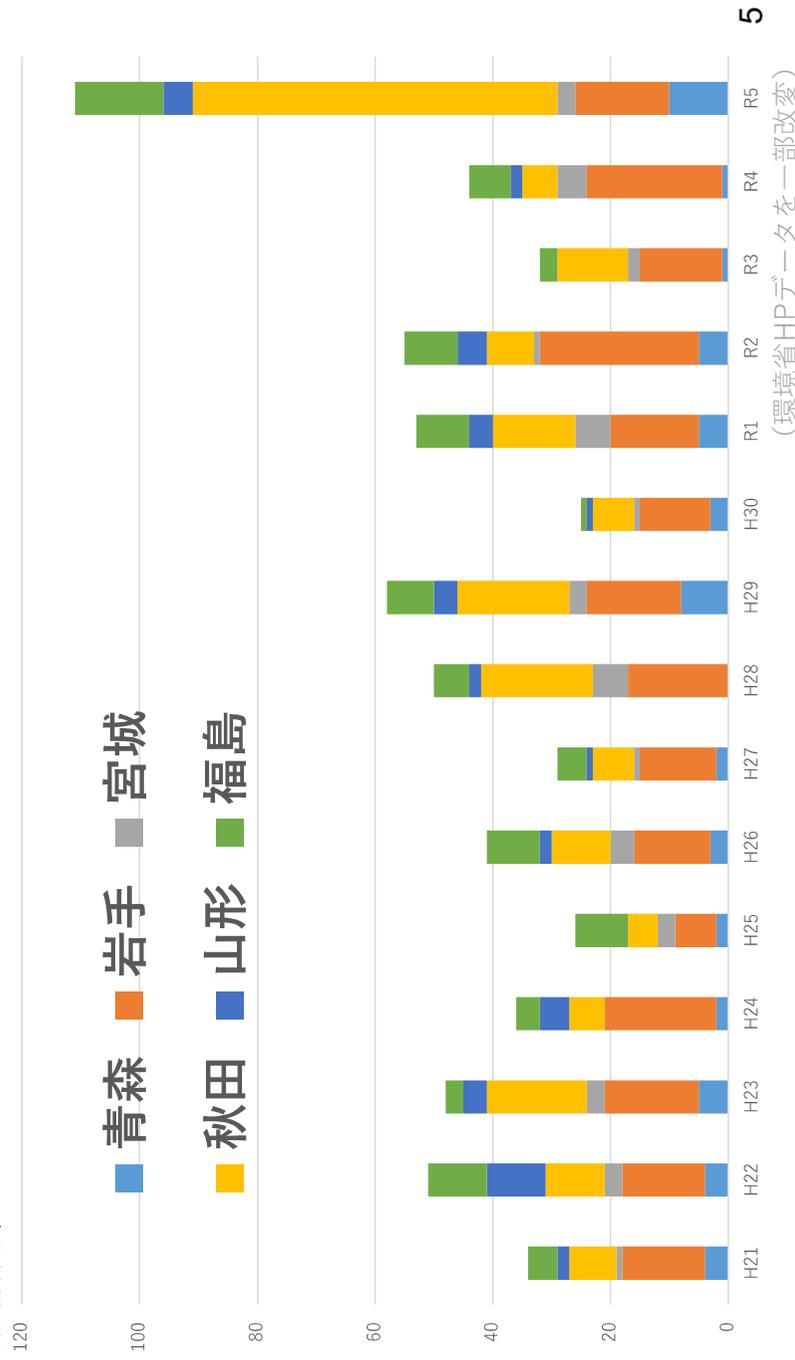


説明事項

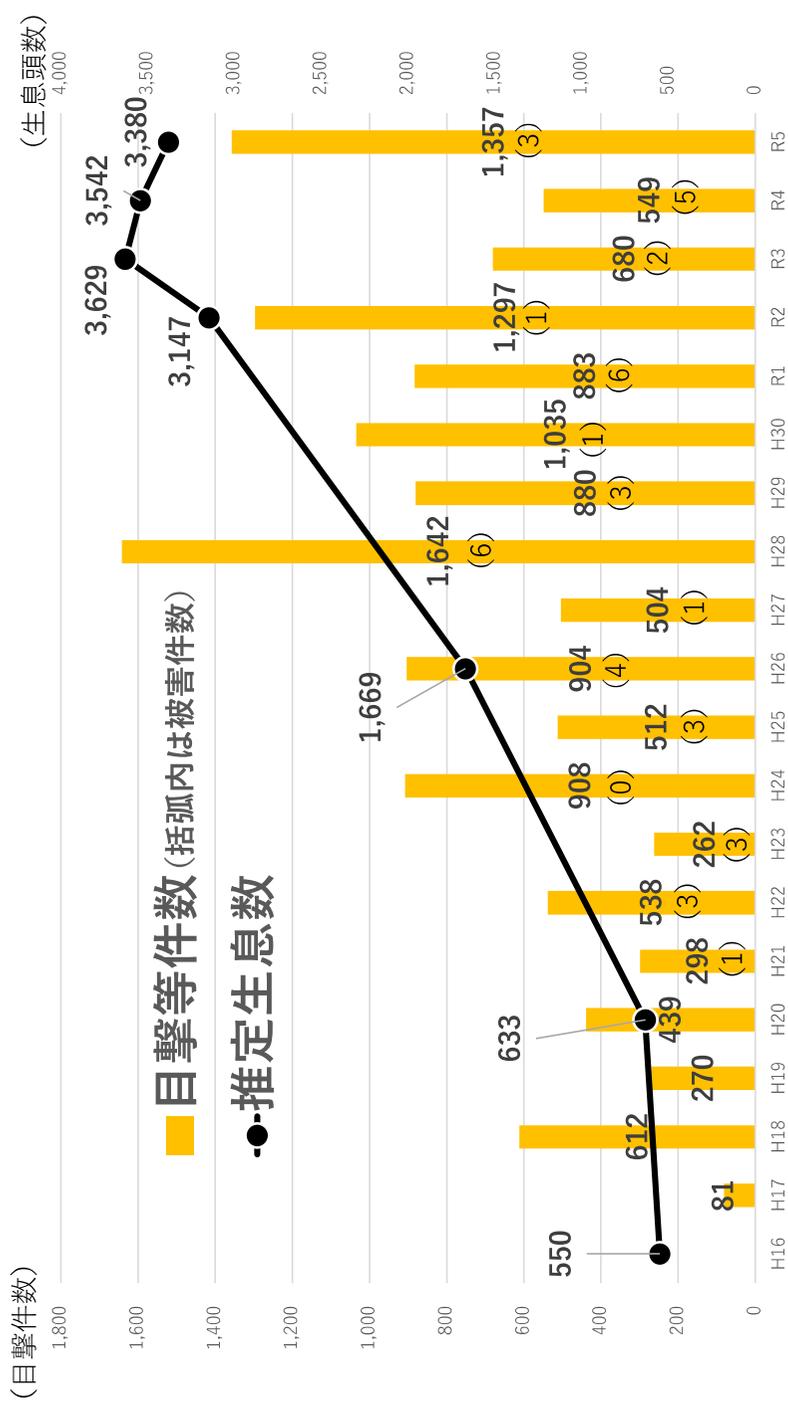
- 1 昨年度のクマ類による全国の被害状況等
- 2 国の対応方針
- 3 県内の状況
- 4 県の対応方針（案）

東北では岩手・秋田での被害が顕著

(人身被害件数)



宮城県は他県と状況が異なる



宮城県の特徴（全国との比較）

- 生息数は減少傾向
- R5目撃事件数が多い、秋季に多いのも同様
- 人身被害は例年水準（R4の5件(7人)が過去最多）
- R5とそれ以前で出没地域の傾向に変化無し
- 秋季とそれ以外の季節で出没地域に変化無し

説明事項

- 1 昨年度のクマ類による全国の被害状況等
- 2 国の対応方針
- 3 県内の状況
- 4 県の対応方針（案）



宮城県

Miyagi Prefectural Government

国方針と県管理計画との整合性

国：被害の低減と個体群の保全の両立を維持

県：県管理計画も同様であり、改正は不要

国：緩衝地帯での出没未然防止対策を強化

県：具体の対策含め記載済みであり、改正は不要

国：クマ類を指定管理鳥獣に追加指定

県：記載ないので、追記が望ましい

※国交付金活用に必須ではない



宮城県

Miyagi Prefectural Government

県内のクマ個体群の立ち位置

保護管理の目標		個体数
個体数水準	分布域	
危機的地域個体群		
絶滅危惧地域個体群		
危急地域個体群		
割愛		
安定存続 地域個体群 (宮城県)	<ul style="list-style-type: none"> ● 分布域の維持、域内の環境保全 ● 分布域拡大により、軋轢が増加している場合は分布域の縮小、域内の環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個体数水準維持と持続的狩猟の維持、適正個体数の誘導 ● 捕獲上限は総個体数の12%以下、軋轢軽減する場合15%以下

(国ガイドラインより抜粋)



Miyagi Prefectural Government

クマの農業被害対策を行いたい！

農林水産省 鳥獣被害防止総合対策交付金 クマ対策事業の概要

【緩衝帯等の整備】

- (1) 支援内容
 - ・緩衝帯の設置
 - ・放任果樹の除去
 - ・雑木林の刈り払い
 - ・鳥獣の追い払い
- (2) 補助率：1/2以内
(実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援)
※大規模（1ha以上）整備の場合
の上限単価：48万円/ha



緩衝帯の整備



放任果樹の伐採

【侵入防止柵の整備】

- (1) 支援内容
 - 侵入防止柵の新規または再編整備
- ※既存の捕獲機材（わな）等を一体的に設置することが要件となります。
- (2) 補助率：定額
電気柵新規整備1段あたり 148円/m（直営施工）等

【捕獲活動】

- (1) 支援内容
 - ① わなの設置、見回りを含む有害捕獲活動の賃金
 - ② 捕獲機材の購入経費
 - ③ 農地周辺の有害捕獲に係る頭数払い
- (2) 補助率
 - ①、② 1/2以内（実施隊が行う場合は定額）
 - ②の上限：箱わな（大型）119千円/基
 - ③ 定額（上限：クマ（成獣）8千円/頭）

【クマ復合対策】

- (1) 支援内容
 - 生息調査、調査に基づきゾーニングと生息環境管理を含む地域ぐるみの総合的な対策の実施に係る経費
- (2) 補助率：定額
【**限度額**】取組数に応じ
1 市町村あたり100万円
又は200万円



生息調査に基づきゾーニング
生息調査に
基づくゾーニング
ICT機器による捕獲等



研修会の開催や
ICT機器による捕獲等

【実施要件】

- 直近年のクマ被害金額（ヒグマ、ツキノクグマ）が増加傾向にあること
- 生息状況調査及び調査結果に基づきゾーニング・生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等）と併せて、
- 地域研修会、追払い、ICT機器の導入（出沒アース、遠隔捕獲機器等）、集落点検の実施と共有、実施体制の整備（錯謬捕獲体制の整備を含む）、出沒要因の調査の取組の中から、1つ以上の取組をパッケージとして効果的に行うこと

被害の未然防止の考え方について

- 既に定着しているクマに対する対策と、
クマが来ても定着させない対策の両方が重要
- 移動後、定着（残る）する理由があるため、
それを取り除くことが重要＝生息環境管理

今後は、県や市町村が住民と協働して生息環境管理を行う体制を構築し、効果的な事例の蓄積、マニュアル化により、他地域に波及させていく。



クマの捕獲を担う人材について

- 県内でクマを専門的に捕獲できる人材はいない
- 捕獲は全て罠で実施している
- 罠は生活被害又は農業被害防止目的として、
住居や畑に隣接して設置している

今後は、クマの生態に通じ、緩衝地帯（林内）でICT等を活用し効果的・効率的に罠で捕獲できる人材を確保・育成していく。

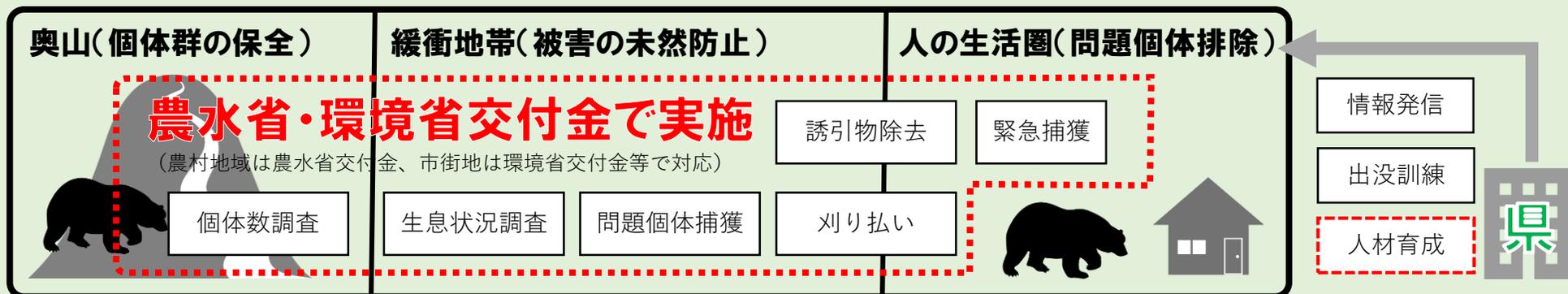


国交付金を活用したツキノワグマの被害対策に係る県の取組

県の取組方針

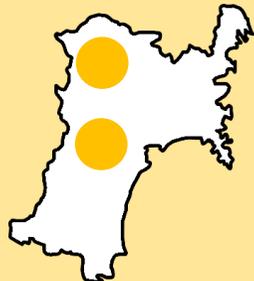
- 個体群の保全と被害の低減のスタンスは維持しつつ、人身被害の未然防止に向けた取組を強化する。
- 農水省及び環境省交付金を活用し、緩衝地帯において生息状況調査や出没抑制対策、問題個体捕獲を実施。
→ 環境省交付金では、対策モデル地域において、調査や出没抑制対策、捕獲等の複合対策を実施予定。

適正管理に向けたゾーニングと取組内容



環境省交付金を活用した県の事業イメージ

①モデル地域の設定

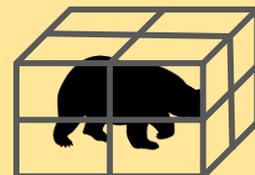


②複合対策を実施(単年度)

- 緩衝地帯での生息状況調査
- 環境点検(出没ルートや出没要因分析)
- 出没抑制対策の実施(刈払・誘引物除去)
- 被害対策研修会の実施(他地域への波及)

効果が無い場合

③問題個体捕獲



※捕獲従事者の育成も実施